

基	準
---	---

1 農地法第3条第2項各号の規定に該当する場合には許可できない。

なお、「農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日 12 構改 B404 農林水産事務次官通知）」による。

2 農地法第3条第2項各号の概要

下記のいずれかに該当する場合には、許可できない。

- (1) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、既に有する農地及び採草放牧地並びに取得しようとする農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合
- (2) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合
- (3) 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合
- (4) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合
- (5) 賃借人等が転貸し、又は質入しようとする場合
- (6) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合